

# 外務員の登録等に関する規則に関する細則

令和3年6月10日制定

## (目的)

第1条 この細則は、外務員の登録等に関する規則（以下「規則」という。）の施行に関し、必要な事項を定める。

## (登録原簿の記載事項)

第2条 規則第3条に規定する細則で定める事項は、次に掲げるものとする。

- (1) 登録申請会員の商号又は名称及びその代表者の氏名
- (2) 登録の申請に係る外務員についての次に掲げる事項
  - イ 氏名、生年月日及び性別
  - ロ 金融商品仲介業者の商号又は名称及びその代表者の氏名
  - ハ 役員又は従業員の別
  - ニ 日本証券業協会が定める外務員等資格試験に関する規則による一種外務員資格試験又は二種外務員資格試験の合格年月日
  - ホ 日本証券業協会が実施する外務員資格更新研修受講の有無及び外務員資格更新研修を受講したことがある者については直近に受講した外務員資格更新研修の修了年月日
  - ヘ 外務員の職務を行ったことの有無並びに外務員の職務を行ったことのある者については、その所属していた金融商品取引業者若しくは登録金融機関（以下「金融商品取引業者等」という。）又は金融商品仲介業者の商号、名称又は氏名及びその行った期間
  - ト 金融商品取引法（昭和23年法律第25号、以下「金商法」という。）第66条の25において準用する第64条の5第1項の規定又は規則第14条第1項の規定により外務員の職務の停止の処分が行われたときは、その処分の日、理由及び期間
  - チ 金融商品仲介業を行ったことの有無及び金融商品仲介業を行ったことのある者については、その行った期間

## (登録申請等の手続き)

第3条 規則第9条に規定する登録申請の申請者は正会員代表者とする。

## (審問等の手続き)

第4条 本会は、規則第12条第2項の規定により審問を行う場合には、審問の期日、場所及び審問事項を記載した書面により、正会員代表者に通知するものとする。

2 本会は、規則第14条第2項の規定により聴聞を行う場合には、聴聞の期日、場所及び予定される不利益処分の内容等を記載した書面により、正会員を通じて金融商品仲介業者に通知するも

のとし、必要な事項は会員及び金融商品仲介業者の外務員に対する処分等に関する規則で定める。

(登録申請書等の様式)

第5条 規則第9条及び第13条第1項各号の規定に基づく届出は、次の各号に掲げるものとする。

- |                         |         |
|-------------------------|---------|
| (1) 規則第9条に規定する外務員登録申請書  | 別紙様式第1号 |
| (2) 規則第13条第1項第1号に該当するとき | 別紙様式第2号 |
| (3) 規則第13条第1項第2号に該当するとき | 別紙様式第3号 |
| (4) 規則第13条第1項第3号に該当するとき | 別紙様式第4号 |

2 前項第1号に係る外務員登録申請書を提出する際には、登録申請に係る外務員が金商法第66条の25において準用する同法第64条の2第1項各号のいずれにも該当しない者であることを当該外務員及び登録申請を行った会員が誓約する書面(規則第9条第2項に規定する細則で定める書類)を別紙様式第5号により添付する。

(資格更新研修の特例)

第6条 規則第20条第1項又は第2項ただし書に規定する細則に定める者は、次の各号に掲げる者とする。

- (1) 規則第20条第1項又は第2項に定める期間の初日前2年以内に日本証券業協会が実施する外務員資格試験に合格した者、又は本会が実施する外務員資格更新研修を修了した者
- (2) やむを得ない事由により資格更新研修の受講が困難であると本会が認めた者(なお、本会が認めるにあたっては、一定の条件を付することがある。)

附 則

この細則は、定款改正に係る主務官庁の認可の日(令和3年7月1日)から実施する。

別紙様式第1号

申請日 年 月 日

一般社団法人 投資信託協会  
会長 殿

(商号又は名称)

(代表者)

### 外務員登録申請書

外務員の登録を受けたいので、外務員の登録等に関する規則第3条の規定により別添のとおり登録を申請します。

(別添：外務員登録申請書)

外務員登録申請書

番号	申請日 (必須)	会員番号 (必須)	姓 (必須)	姓 (カナ) (必須)	名 (必須)	名 (カナ) (必須)	性別 (必須)	生年月日 (必須)	役員又は従業員の別 (必須)	外務員資格試験 認定	資格取得方法備考 (必須)	資格取得日 (認定) (必須)	理由	資格更新研修 受講日	仲介業者名	仲介業者番号	仲介業者代表者	外務員	処分の有無	
1																				
2																				

番号	外務員番号	会員番号	仲介業者番号	自	至
1					
2					

別紙様式第2号

申請日 年 月 日

一般社団法人 投資信託協会  
会長 殿

(商号又は名称)

(代表者)

外務員登録事項変更届出書

外務員の登録等に関する規則第13条第1項の規定に基づき、別添のとおり変更があったので届け出ます。

(別添：外務員登録事項変更届出書)

外務員登録事項変更届出書

番号	申請日 (必須)	会員番号 (必須)	姓 (必須)	姓 (カナ) (必須)	名 (必須)	名 (カナ) (必須)	性別 (必須)	生年月日 (必須)	役員又は従業員の別 (必須)	仲介業者名	仲介業者番号	仲介業者代表者	変更項目	変更前	変更後
1															
2															

別紙様式第3号

申請日 年 月 日

一般社団法人 投資信託協会  
会長 殿

(商号又は名称)

(代表者)

登録外務員の欠格事項該当届出書

別添の者が金商法第29条の4第1項第2号イからトの規定に該当したことが判明したので、外務員の登録等に関する規則第13条第1項の規定に基づき、届け出ます。

(別添：欠格事項届出書)

登録外務員の欠格事項該当届出書

番号	申請日 (必須)	会員番号 (必須)	姓 (必須)	姓 (カナ) (必須)	名 (必須)	名 (カナ) (必須)	性別 (必須)	生年月日 (必須)	役員又は従業員の別 (必須)	仲介業者名	仲介業者番号	仲介業者代表者	欠格事項
1													
2													



別紙様式第4号

申請日 年 月 日

一般社団法人 投資信託協会  
会長 殿

(商号又は名称)

(代表者)

登録外務員の職務廃止届出書

外務員の職務を行わないこととなったので、外務員の資格、登録等に関する規則第13条第1項の規定に基づき、別添のとおり届け出ます。

(別添：職務廃止届出書)

登録外務員の職務廃止届出書

番号	申請日 (必須)	会員番号 (必須)	姓 (必須)	姓 (カナ) (必須)	名 (必須)	名 (カナ) (必須)	性別 (必須)	生年月日 (必須)	役員又は従業員の別 (必須)	仲介業者名	仲介業者番号	仲介業者代表者	抹消日	抹消理由
1														
2														

誓 約 書

令和 年 月 日

(外務員) 氏 名 \_\_\_\_\_  
 生年月日 \_\_\_\_\_  
 (登録申請者) 所在地 \_\_\_\_\_  
 商号又は名称 \_\_\_\_\_  
 代表者氏名 \_\_\_\_\_

外務員 \_\_\_\_\_ が下記に該当しないことを誓約します。

記

1. 成年被後見人若しくは被保佐人又は外国の法令上これらと同様に扱われている者
2. 破産手続開始の決定を受けて復権を得ない者又は外国の法令上これと同様に扱われている者
3. 禁錮以上の刑（これに相当する外国の法令による刑を含む。）に処せられ、その刑の執行を終わり、又はその刑の執行を受けることがなくなった日から5年を経過しない者
4. 金融商品取引業者であった法人が金融商品取引法（以下「金商法」という。）第52条第1項、金商法第53条第3項若しくは金商法第57条の6第3項の規定により金商法第29条の登録を取り消されたことがある場合、金商法第60条の4第1項に規定する取引所取引許可業者であった法人が金商法第60条の8第1項の規定により金商法第60条第1項の許可を取り消されたことがある場合、金融商品仲介業者であった法人が金商法第66条の20第1項の規定により金商法第66条の登録を取り消されたことがある場合若しくは信用格付業者であった法人が金商法第66条の42第1項の規定により金商法第66条の27の登録を取り消されたことがある場合又は金商法に相当する外国の法令の規定により当該外国において受けていた同種類の登録若しくは許可（当該登録又は許可に類する認可その他の行政処分を含む。）を取り消されたことがある場合において、その取消しの日前30日以内にこれらの法人の役員であった者でその取消しの日から5年を経過しない者
5. 金融商品取引業者であった個人が金商法第52条第1項の規定により金商法第29条の登録を取り消されたことがある場合若しくは金融商品仲介業者であった個人が金商法第66条の20第1項の規定により金商法第66条の登録を取り消されたことがある場合又は金商法に相当する外国の法令の規定により当該外国において受けていた同種類の登録（当該登録に類する許可その他の行政処分を含む。）若しくは金商法第60条第1項の許可と同種類の許可（当該許可に類する許可その他の行政処分を含む。）を取り消されたことがある場合において、その取消しの日から5年を経過しない者
6. 金商法第52条第2項、金商法第60条の8第2項、金商法第66条の20第2項若しくは金商法第66条の42第2項の規定により解任若しくは解職を命ぜられた役員又は金商法に相当する外国の法令の規定により当該外国において解任を命ぜられた役員でその処分を受けた日から5年を経過しない者
7. 金商法、担保付社債信託法、金融機関の信託業務の兼営等に関する法律、商品先物取引法、投資信託及び投資法人に関する法律、宅地建物取引業法、出資の受入れ、預り金及び金利等の取締りに関する法律、割賦販売法、貸金業法、特定商品等の預託等取引契約に関する法律、商品投資に係る事業の規制に関する法律、不動産特定共同事業法、資産の流動化に関する法律、金融業者の貸付業務のための社債の発行等に関する法律、信託業法、特許法、実用新案法、意匠法、商標法、著作権法、半導体集積回路の回路配置に関する法律、金融機関等の更生手続の特例等に関する法律、種苗法、民事再生法、外国倒産処理手続の承認援助に関する法律、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律、公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律、会社更生法、破産法、会社法若しくは暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律の規定（同法第32条の2第7項の規定を除く。）若しくはこれらに相当する外国の法令の規定に違反し、又は刑法若しくは暴力行為等処罰に関する法律の罪を犯し、罰金の刑（これに相当する外国の法令による刑を含む。）に処せられ、その刑の執行を終わり、又はその刑の執行を受けることがなくなった日から5年を経過しない者
8. 金商法第64条の5第1項の規定により外務員の登録を取り消され、その取消しの日から5年を経過しない者
9. 金融商品取引業者、登録金融機関又は金融商品仲介業者に所属する外務員として登録されている者
10. 金商法第66条の規定により登録されている者

以 上